

第3章 千葉県のヤングケアラー支援に向けた推進方策

第3章 千葉県の子ヤングケアラー支援に向けた推進方策

1 早期発見・把握から支援につなげるための方策

(1) ヤングケアラーの早期発見が可能な場・機会の整理

①ヤングケアラーに気付く場面の整理

子どもがケアを担う場面は、高齢者、障がい者、未就学児に対するケアなど、多様な場面が想定される。早期発見・把握に向けて、子どもが担うケアから子どもの状態を把握できるよう、ヤングケアラーに気付く場面の整理を行う。

県の役割としては、多様な部門からの相談に対し、総合的に対応できるよう、ヤングケアラーに関する相談窓口を整備する。

②子どもからの発信が少ないことへの対応方策の検討

子どもが家族等のケアで悩んでいても、相談することに躊躇していたり、子ども自身がヤングケアラーであることに気付いていない場合もある。学校等、日常的に子どもが関わる場での早期発見、多様な支援の場でのヤングケアラーへの気付きなど、子どもからの発信が少ないことへの対応方策や、子ども自身が気付くためのきっかけづくりの検討を行う。

県の役割としては、これらを踏まえ、子どもに対する広報啓発を行い、子ども自身がヤングケアラーを知り、自分の権利が守られているか、気付くためのきっかけ作りを行う。

③アウトリーチの実施方法の整理・検討

ヤングケアラーの視点を追加することなどを検討し、分野横断的なアウトリーチを推進する。

県の役割としては、ヤングケアラーに関わる相談窓口にはコーディネーターを配置し、アウトリーチによる支援に対応する。

④千葉県版早期発見・把握チェックリスト・対応フローチャートの作成

ヤングケアラーは、高校生になると、小中学生時と比較して、ヤングケアラーには至らない、いわゆる常識的な「お手伝い」の範囲が拡大したり、ケアに対して感じる負担感が軽くなるなど、「ヤングケアラーにあてはまるか否か」の主観的な物差しは年齢によって異なる。従って、小中学生時からケアを担い続けて、現在は高校生になったヤングケアラーを、高校生になった後に周囲が発見し支援先を紹介したとしても、本人と家族は「今さら」支援を頼ろうとしない傾向があると研究委員会において指摘があった。ヤングケアラーは、小中学生のなるべく早いうちに発見し、適切な支援につなぐことが重要である。

そこで県の役割としては、ヤングケアラーの早期発見に資するよう、学校や市町村担当部署、関係機関等で活用可能な、ヤングケアラー早期発見・把握チェックリストを作成する。チェック後の対応を示した、対応フローチャートも合わせて作成し、支援の推進を図る。対応フローチャートには、対応事例等も掲載し、現場で役立つ情報を提供する。

また、研修の場を活用して、学校職員、医療職、福祉職等に対してチェックリストの活用方法の周知を図る。さらに、学校での教育相談の機能を活かしてヤングケアラーの支援につながった好事例を収集し、学校現場への情報提供を図る。

支援策	概要
①ヤングケアラーに気付く場面の整理	・子どもが担うケアから子どもの状況を把握するなど、ヤングケアラーに気付く場面の整理。
②子どもからの発信が少ないことへの対応方策の検討	・学校等、日常的に子どもが関わる場での早期発見、多様な支援の場でのヤングケアラーへの気付きなど、子どもからの発信が少ないことへの対応方策の検討。 ・子ども自身が気付くためのきっかけづくりの検討。
③アウトリーチの実施方法の整理・検討	・既存制度で行っているアウトリーチにヤングケアラーの視点を追加するなど、分野横断的にアウトリーチの実施方法について検討。 ・コーディネーターによるアウトリーチの実施。
④千葉県版早期発見・把握チェックリスト・対応フローチャートの作成	・ヤングケアラーチェックリストの作成。 ・対応フローチャートの作成（対応事例等も掲載）。 ・学校、市町村担当部署、関係機関等へのチェックリスト、対応フローチャートの周知。

■県の役割■

- ☞ ヤングケアラーに関する相談窓口の整備（相談窓口へのコーディネーターの配置、相談窓口の周知）
- ☞ 子ども自身が「ヤングケアラー」を知り、自分の権利が守られているか、気付くためのきっかけ作り（子どもに対する広報啓発）
- ☞ 県・相談窓口等のホームページ等でのチェックリストの掲載（チェックリストの周知）
- ☞ 学校職員、医療職、福祉職等に対する研修の場でのチェックリスト活用方法の周知（研修の充実⇒チェックリスト活用を通じた、子ども、家庭の状況変化に気づく能力向上の場の提供）
- ☞ 優良事例の収集と学校現場への情報提供（学校での教育相談の機能を活かしてヤングケアラーの支援につながった事例等）

（２） ヤングケアラーに関わる相談窓口の整備

①ヤングケアラーに関わる相談を総合的に受け付ける相談窓口（ワンストップ窓口）の整備

ヤングケアラーに関わる課題は、多分野にわたるため、相談先が複数となる、分かりづらいなどの課題がある。そこでヤングケアラーに関わる相談を総合的に受け付ける、コーディネーターを配置したワンストップの相談窓口を設置する。相談窓口では、子ども、保護者等の相談に応じるほか、学校、関係機関等が対応方法に迷った際の相談先としての機能を持たせ、支援のつなぎを行い、多機関の連携を推進する。さらに、市町村、中核地域生活支援センターなどの地域の社会資源と連携しながら、アウトリーチによる伴走型支援を行う。

県の役割としては、県内福祉相談支援実績のある事業所に相談窓口を整備し、相談対象者を限定せず、常に市町村、中核地域生活支援センター等の地域の社会資源と連携しながら、伴走型支援を実

施する。また、県による相談窓口へのコーディネーターの配置に加え、市町村におけるコーディネーター配置について、県より市町村への働きかけ、県と市町村のコーディネーターの連携を推進する。

支援策	概要
①ヤングケアラーに関わる相談を総合的に受け付ける相談窓口（ワンストップ窓口）の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーに関わる相談窓口を整備。コーディネーターを配置し、ワンストップの総合相談窓口としての機能を発揮。 ・子ども、保護者等の相談に応じるほか、学校、関係機関等が対応方法に迷った際の相談先としても機能。支援のつなぎ、連携を推進。 ・市町村、中核地域生活支援センターなどの地域の社会資源と連携しながら、アウトリーチによる伴走型支援を実施。

■県の役割■

- ☞ 県内福祉相談支援事業実績がある事業所に相談窓口を整備（コーディネーターの配置、相談窓口の周知）
 - ⇒相談対象者は限定せず、18歳以上になってもケアが続く可能性があることから、若者ケアラーの自立支援まで担うことが可能となるよう概ね30歳まで対応。常に市町村、中核地域生活支援センター等の地域の社会資源と連携しながら対応（伴走型支援の実施）
 - ・子どもやその家庭からの相談→課題の抽出、支援計画の作成、支援の実施
 - ・学校等の関係機関からの相談→助言等の実施
- ☞ 市町村におけるコーディネーター配置（県より配置を促進）
 - ⇒県と市町村のコーディネーターの連携推進

(3) 相談窓口から支援へつなぐ方策の検討（コーディネーターによる支援）

①アセスメントの方法の検討

ヤングケアラーに関わる相談者は、子ども、保護者、学校、医療機関等、様々であることが想定される。相談窓口でコーディネーター等が相談受付を行う際、どのようにアセスメントを行うのか、その項目や方法を検討する。また、相談者の家庭を訪問する際の、家庭全体の状況を把握するためのアセスメント方法を検討する。

県の役割としては、相談窓口を整備し、相談窓口におけるアセスメント方法の検討結果をマニュアルとして取りまとめる。

②本人や保護者の理解を得るための方策の検討

様々な場面での支援者側の気付きを、本人や保護者に対する支援へとつなげるためには、本人や保護者の理解を得ることが重要となる。そこで、相談窓口のコーディネーター等に対し、支援につなげるための動機付けの面接の実施方法や専門的な面接技法の習得ができる機会を提供する。本人や保護者の中にはヤングケアラーが家族の世話やケアを担ったことで生活が成立してきた経過等から、「支援の必要はない」との認識を示される可能性もあるが、その家庭が有する課題や具体的な支援の内容、さらには支援をつなげることで生じる生活の変化や効果等を丁寧に説明することで、本人や保護者が納得して支援を受け入れられるように進める。

さらに、各家庭に応じた支援策が用意されていることも本人や保護者が支援を受け入れるためには重要である。コーディネーターは、民間団体(NPO 法人等)や市町村等と協議しながら、ヤングケアラーに対する支援方針の策定も行う。また、目的のとおり取組が推進されているかを確認し、課題の改善や取組の充実を図りながら、支援を発展させていくことができるよう、PDCA サイクルにより、進捗状況の確認や見直しを行う。あわせて本人や保護者への広報啓発活動を行い、理解促進を図る。

県の役割としては、アセスメント方法に加え、面接の実施方法、ヤングケアラーの支援策などについてもマニュアルに取りまとめる。

③情報共有方策の検討

ヤングケアラー支援方針を、関係機関に対して情報提供するとともに、関係機関が担う役割を分担し、多機関の連携を推進する。

多機関連携の推進には、支援に必要な情報の共有が重要となるが、県の役割としては、本人が情報提供に同意しない場合の関係機関間の情報共有の方策・ルールについて検討する。

支援策	概要
①アセスメントの方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーター等が相談受付を行う際のアセスメント方法の検討。相談窓口では、子ども、保護者、学校、医療機関等、様々な相談者に対応。 ・ 相談者の家庭を訪問する際の、家庭全体の状況把握の方法の検討（アウトリーチ時の対応）。 ※例）家庭を訪問した際に、きょうだい、祖父母の世話をしていた場合、「きょうだい」や「祖父母」の状態等も含めたアセスメント方法の検討。
②本人や保護者の理解を得るための方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者側の気づきを支援へつなぐための方策検討。 ※例：動機付けの面接の実施等（課題提起、支援導入まで）。専門的な面接技法の習得。 ・ 支援が必要な家庭の状況（経済状況や能力等）に応じた支援策の検討。民間団体（NPO 等）や市町村等と協議しながら実施。検討結果を踏まえて、ヤングケアラー支援方針を策定。 ・ PDCA サイクルの実施状況の確認（期間、確認方法等の検討）。 ・ 本人や保護者への広報啓発活動の実施。
③情報共有方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関に対して、ヤングケアラー支援方針について情報提供。関係機関が担う役割を分担。 ・ 本人が情報提供に同意しない場合の関係機関における情報共有の方策・ルールや法整備を検討。

■県の役割■

- ☞ 相談窓口の整備（コーディネーターの配置、相談窓口の周知）
- ☞ コーディネーターのマニュアル作成
- ☞ 子どもやその家庭の理解を得るために、常日頃からの広報啓発を実施（「ヤングケアラー」を知り、自分の権利が守られているか気付くきっかけ作り）
⇒子どもの視点と保護者の視点での広報啓発が必要。特に子どもには伝わりやすい方法を検討する。

(4) 継続した実態把握・課題分析

①各種相談機関等での相談実績の把握

ヤングケアラーの支援の推進には、継続した実態把握と課題の分析が重要となる。そこで、「SNS相談@ちば」、「子どもと親のサポートセンター電話相談」等の各種相談機関等で、ヤングケアラーの相談実績を把握できるよう整備する。

県の役割としては、ヤングケアラーに関わる相談が各種相談機関等につながるよう相談先の積極的な周知を行うとともに、相談件数の把握に際し、ヤングケアラーの項目を追加するなどして、ヤングケアラーの相談実績の把握・分析を行う。

②実態把握の実施

市町村等では、各種アンケートやヒアリング・面談、学校での教育相談等が行われている。

また、千葉県内には、各家庭の状況を記した「家庭環境調査票」を提出してもらい、それを元に子どもと面談することで、ヤングケアラー把握の一助とするような取組みを行っている学校もある。

これらの取組を通じて、ヤングケアラーに関する実態把握を行うことで、課題の分析、相談につなげるきっかけを創出する。

県の役割としては、学校の教育相談アンケート等にヤングケアラーの発見につながる質問の追記を依頼するなど、実態把握の推進を図る。

支援策	概要
①各種相談機関等での相談実績の把握	・「SNS相談@ちば」「子どもと親のサポートセンター電話相談」等で、ヤングケアラーの相談実績を把握。
②実態把握の実施	・市町村等でのアンケートやヒアリング・面談、学校での教育相談等を通じた実態把握の実施。 実態把握を通じて、課題の分析、相談につなげるきっかけを創出。

■県の役割■

- ☞ 相談先の積極的な周知
- ☞ ヤングケアラー相談実績の把握・分析（相談件数の把握に際し、ヤングケアラーの項目を追加）
- ☞ 学校の教育相談アンケート等にヤングケアラーの発見につながる質問の追記を依頼

(5) 相談体制の効果的活用

①既存の相談体制の効果的な活用

「SNS相談@ちば」、「子どもと親のサポートセンター電話相談」など、ヤングケアラーに関する相談に対応可能な既存の相談体制が整備されている。これらの相談体制が、より一層、効果的に活用されるよう、様々な場面での周知方法を検討し、効果的な活用を図る。

県の役割としては、ヤングケアラーや相談窓口の認知度向上に向けて、積極的に広報啓発を行う。

②コーディネーター設置事業所における相談事業の周知

相談窓口にはコーディネーターを配置して行う相談事業は、新規の取組となる。コーディネーターを設置している事業所の相談事業について、相談や支援につながるよう取組の周知を行い、効果的な活用を推進する。

県の役割としては、県のホームページ等を活用し、コーディネーター配置の事業所における相談事業の積極的な周知を行う。

支援策	概要
①既存の相談体制の効果的な活用	・「SNS相談@ちば」、「子どもと親のサポートセンター電話相談」について、様々な場面での周知方法を検討し、効果的な活用を推進。
②コーディネーター設置事業所における相談事業の周知	・コーディネーターを設置している事業所の相談事業について、県のホームページ等を活用して周知。

■県の役割■

- ☒ コーディネーター設置の事業所における相談事業周知（HP等）
- ☒ 県広報啓発によるポピュレーションアプローチ（ヤングケアラー認知度向上、相談窓口の存在認知）

2 子ども、家庭に対する支援

(1) ヤングケアラー同士で気軽に話・相談ができる場の提供

①ピアサポートの実施

ヤングケアラーの相談支援では、子どもからの発信が少ないことを踏まえて、相談窓口以外にも子ども自身が安心して話や相談ができる環境づくりを行うことが重要である。そこで、ヤングケアラー同士で悩みや不安を共有するなど、自分のことを安心して話すことのできるピアサポートの場を提供する。

県の役割としては、ピアサポートの実施に向けて、開催方法・場所の検討などを行うとともに、ピアサポートを運営している既存の団体と協働して、取組を推進する。また、学校等を通じて子どもに対して積極的な周知を行う。

②オンラインサロンの開設

ピアサポートのほか、ヤングケアラーが気軽に集まることができるオンラインサロンを開設する。ピアサポートと同様に、ヤングケアラー同士で気軽に話・相談ができる場となることが期待される。

県の役割としては、オンラインサロンの実施に向けて、開催方法・場所の検討などを行うとともに、オンラインサロンを運営している既存の団体と協働して、取組を推進する。また、学校等を通じて子どもに対して積極的な周知を行う。

なお、ピアサポート・オンラインサロンも相談窓口と同様、18歳以上になってもケアが続いている可能性があることから、若者ケアラーの自立支援まで担うことが可能となるよう概ね30歳まで対応。

③子どもがわかるような情報提供の手段

子どもによっては家族のケアや世話を日常的に担うことが当たり前となり、年齢や能力以上のケアや世話をしていたり、学校生活等に支障が出ていたりする可能性がある。子ども自身にも気付きを促すため、子どもと親和性の高いSNSによる広報啓発、イラストなどを用いたわかりやすい方法で情報提供を行うことも有効である。

支援策	概要
①ピアサポートの実施	・ヤングケアラー同士が悩みや不安を共有するなど、自分のことを安心して話すことのできる場を提供。
②オンラインサロンの開設	・オンライン上に、ヤングケアラーが気軽に集まることのできる場を提供。
③子どもがわかるような情報提供の手段	・子どもと親和性の高いSNSによる広報啓発、イラストなどを用いたわかりやすい方法で情報提供。

■県の役割■

- ☞ ピアサポート、オンラインサロン実施に向けた準備（開催方法・場所の検討等）
- ☞ ピアサポート、オンラインサロンを運営している既存の団体との協働
- ☞ 学校等を通じた子どもへの積極的な周知

(2) 家事・介護等をサポートする直接的支援

①既存の家事・介護等に関わるサービスの整理

ヤングケアラーが担っている家事・介護等の負担を軽減するためには、家事・介護等をサポートする直接的な支援の充実が重要となる。既存の制度で対応可能なサービス等があることから、ヤングケアラーがいる世帯で利用可能な家事・介護等に関わるサービスを整理する。

県の役割としては、令和4年度より、安心こども基金における子育て世帯支援臨時特例事業にて、ヤングケアラーがいる世帯にも市町村判断で必要に応じてヘルパー派遣が可能であることから、市町村での取組の推進を図る。

②多分野にわたるサービス、支援のコーディネート

ヤングケアラーがいる世帯の状況は多種多様であるため、同様に利用可能なサービスも多種多様であることが望ましい。そこで、利用可能な家事・介護等に関わるサービスの整理を行うとともに、相談窓口やコーディネーター等が利用可能な支援について総合的な相談に応じ、多分野にわたるサービス、支援のコーディネートを行う体制を構築する。

支援策	概要
①既存の家事・介護等に関わるサービスの整理	・ヤングケアラーがいる世帯で利用可能な家事・介護等に関わるサービスを整理(ヘルパー派遣等)。
②多分野にわたるサービス、支援のコーディネート	・相談窓口やコーディネーター等により、利用可能な支援について、総合的な相談に対応。

■県の役割■

令和4年度より、安心こども基金における子育て世帯支援臨時特例事業にて、ヘルパー派遣を開始
⇒ヤングケアラーがいる世帯にも市町村判断で必要に応じて派遣可能。市町村での取組を推進

(3) 学習支援、経済的支援

①学習支援の実施

ヤングケアラーは、家事・介護等を担っているために、学習の時間を十分に確保しづらい状況にある。そこで、ヤングケアラーに対する学習支援の場づくりの充実を図る。時間や機会に柔軟に対応ができるよう、インターネットなども活用した学習機会も確保する。

県の役割としては、令和4年度より、安心こども基金における子どもの居場所臨時特例事業を活用し、市町村において、学校に行くことができない子どもが、学習、勉強等が可能となる居場所の設置が可能となったことから、市町村での取り組みを促進する。また、生活困窮者世帯の小中学生等に対し、学びの場を提供する子どもの学習・生活支援事業について、市町村での取り組みを促進する。

②経済的支援

ヤングケアラーがいる世帯では、疾患等により保護者の就労が難しい、ひとり親世帯である等、様々な理由により経済的に困窮している場合がある。家事・介護サービスの利用料補助や奨学金制度等、経済的な支援に関わる既存制度についての情報提供や相談支援により、活用を促進する。

支援策	概要
①学習支援の実施	・ヤングケアラーに対する学習支援の場づくりの充実。 インターネットなども活用した学習機会の確保。
②経済的支援	・情報提供や相談支援により、家事・介護サービスの利用料補助や奨学金制度等の活用を促進。

■県の役割■

- ☞ 令和4年度より、安心こども基金における子どもの居場所臨時特例事業を活用し、市町村において、学校に行くことができない子どもが学習、勉強等が可能となる居場所の設置が可能。市町村での取り組みを促進
- ☞ 生活困窮者世帯の小中学生等に対し、学びの場を提供する子どもの学習・生活支援事業について市町村での取り組みを促進

(4) 保護者に対する支援

①保護者に対する相談支援

ヤングケアラーの支援においては、保護者の抱える課題解消に資する働きかけや支援も重要となる。相談窓口等において、保護者に対する相談支援も充実させ、必要な支援の活用を促進する。

②保護者に対する各種支援の充実（子育て支援、就労支援、通訳支援等）

保護者の子育て負担・不安の軽減、経済的自立のための就労支援、外国にルーツのある家庭に対する通訳支援等、保護者に対する各種支援を充実させることで、ヤングケアラーの支援につなげる。

県の役割としては、様々なニーズに対応して、多様な支援(子育て、障がい者、高齢者、生活困窮者、外国人等)を行う取り組みを推進する。

支援策	概要
①保護者に対する相談支援	・相談窓口等において、子どもに加え、保護者に対する相談支援も行い、必要な支援の活用を促進。
②保護者に対する各種支援の充実（子育て支援、就労支援、通訳支援等）	・子育て支援や保育サービス等による保護者の子育て負担・不安の軽減、経済的自立のための就労支援、外国にルーツのある家庭に対する通訳支援等、保護者に対する各種支援の活用を促進。

■県の役割■

- ☞ 様々なニーズに対応し多様な支援（子育て、障がい者、高齢者、生活困窮者、外国人等）を行う取り組みを推進
- ・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業 等）
 - ・障がい者支援（相談支援アドバイザー派遣事業 等）
 - ・高齢者支援（地域包括ケアシステム構築市町村支援事業 等）
 - ・生活困窮者支援（千葉県ジョブサポートセンター事業、就労順次支援事業 等）
 - ・外国人支援（地域日本語教育推進事業 等）

3 迅速かつ適切な支援を実現する連携体制の整備

(1) 行政や支援組織の縦割りをなくした横断的連携体制の整備

①県の庁内連絡調整会議の継続開催・充実

ヤングケアラーの支援は多分野にわたるため、行政や支援組織の縦割りをなくした横断的な連携体制の整備が必要となる。そこで、県の庁内連絡調整会議やコーディネーター(相談窓口)による会議開催により、分野横断的にヤングケアラーに関する取組を推進する。

県の役割としては、コーディネーター(相談窓口)を中心とした会議を開催し、現場レベルで意思疎通を図る機会を設ける。また、各会議に県の関係課が出席し、現場と行政の連携を図る。

②市町村における連絡調整会議の設置

市町村においても、行政や支援組織の縦割りを無くした取組を推進することが求められる。そこで、市町村が県の庁内連絡調整会議やコーディネーター(相談窓口)を中心とした会議に参加したり、市町村独自に庁内連絡調整会議を設置したりすることで、市町村における横断的な連携体制を促進する。

県の役割としては、市町村が県で設置した会議に参加するよう呼び掛けたり、市町村独自に会議を設置するよう助言等を行う。

支援策	概要
①県の庁内連絡調整会議の継続開催・充実	・県の庁内連絡調整会議やコーディネーター(相談窓口)を中心とした会議の開催により、分野横断的にヤングケアラーに関する取組を推進。
②市町村における連絡調整会議の設置	・市町村が県の庁内連絡調整会議やコーディネーター(相談窓口)を中心とした会議の開催に参加したり、市町村独自に庁内連絡調整会議を設置することで、市町村における横断的な連携体制を促進。

■県の役割■

- ☞ コーディネーター(相談窓口)を中心とした会議の開催
⇒現場レベルで意思疎通を図る機会の設置
⇒各会議に県関係課が出席(現場と行政との連携)
- ☞ 県が設置した会議に市町村が参加、市町村独自に会議を設置(県による設置の助言等)

(2) 地域特性を踏まえた支援体制の構築

①市町村での現状分析、支援体制の検討

ヤングケアラーの支援にあたっては、地域特性を踏まえて取組を推進する必要がある。そこで、まずは、県内にヤングケアラーを支援するための公的資源、民間資源がどのように存在するのかを調査・把握したうえで、それらの資源をつなぐネットワークを形成する必要がある。

また、市町村でヤングケアラーに関する現状分析ができるよう、県で実施したヤングケアラー実態調査の結果を市町村へフィードバックする。市町村においては、県の実態調査結果の活用、独自調査の実施により、現状分析や支援体制の検討を実施する。

県の役割としては、県で実施したヤングケアラー実態調査結果を各市町村へフィードバックするとともに、各市町村において、それぞれの実態や取組を踏まえた支援体制の検討が進むよう支援する。

②市町村で行う重層的支援体制整備事業等の支援

市町村の中には重層的支援体制整備事業等、分野横断的な取組を推進しているところもある。

県の役割としては、市町村における重層的支援体制整備事業等の取組推進を支援し、市町村におけるヤングケアラーに関わる支援の充実を促進する。

支援策	概要
①市町村での現状分析、支援体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村でヤングケアラーに関する現状分析ができるよう、県で実施したヤングケアラー実態調査の結果を市町村へフィードバック。 ・市町村において、県の実態調査結果の活用、独自調査の実施により、現状分析や支援体制の検討を実施。
②市町村で行う重層的体制整備事業等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における重層的体制整備事業の取組推進を支援し、市町村におけるヤングケアラーに関わる支援の充実を推進。

■県の役割■

- ☒ ヤングケアラー実態調査結果を各市町村にフィードバック
- ☒ 重層的支援体制整備事業等、各市町村の取組を支援
- ☒ 県の実態調査結果、市町村独自調査結果より現状分析（市町村での取り組みを推進）
⇒市町村の取組を活かした支援体制を支援する

4 ヤングケアラーの認知度・理解度・対応力向上のための方策

(1) ヤングケアラーの認知度の向上、周囲の理解を促進するための広報啓発活動

①「子ども」「県民・家族」「関係職員・専門職（教職員、各種専門職等）」等への広報啓発活動

ヤングケアラーの認知度の向上、周囲の理解促進のためには、「子ども」、「県民・家族」、「関係職員・専門職（教職員、各種専門職等）」等、各対象に対し、効果的に広報啓発活動を行う必要がある。

子どもに対しては、子どもがなじみやすい SNS やマンガ・動画等の子ども向け媒体も活用し、学校経由で周知を図る等、工夫する必要がある。また、親・家族に対しても、子どもと同様に強い周知・働きかけを行っていくべきである。

県の役割としては、コーディネーターを設置している相談窓口における相談事業の周知（各相談窓口のホームページの活用等）、県広報啓発によるポピュレーションアプローチ（ヤングケアラー認知度向上、相談窓口の存在認知）を推進する。

②学校における広報啓発活動

子どもにとって身近な場である学校における広報啓発活動は、ヤングケアラーの認知度・理解度・対応力向上のために重要となる。そこで、教職員研修、学校人権教育指導資料への掲載、児童生徒に対する啓発資料の作成等により、学校における広報啓発活動を推進する。

県の役割としては、教育庁内関係各課が所管している教職員研修の充実（研修内容、研修資料等）を図る。

支援策	概要
①「子ども」「県民・家族」「関係職員・専門職（教職員、各種専門職等）」等への広報啓発活動	・ヤングケアラーの認知度・理解度向上のため、各対象に対する広報啓発活動を推進。
②学校における広報啓発活動	・教職員研修、学校人権教育指導資料への掲載、児童生徒に対する啓発資料の作成等、学校における広報啓発活動を推進。

■県の役割■

- ☞ コーディネーターを設置している相談窓口における相談事業の周知（各相談窓口のホームページの活用等）
- ☞ 県広報啓発によるポピュレーションアプローチ（ヤングケアラー認知度向上、相談窓口の存在認知）
- ☞ 教育庁内関係各課が所管している教職員研修の充実（研修内容、研修資料等）

5 各組織・団体等の役割の明確化

(1) 学校の役割

①学校における対応方針や対応方法の整理・提示

学校は、児童生徒が家庭以外で一日の大半を過ごす場所であることから、ヤングケアラーの早期発見につながりやすい。一方、ヤングケアラーに関する対応で教職員の負担が大きくなるよう、学校と相談窓口、関係機関とが連携した取組も重要となる。そこで、学校における対応方針や対応方法の整理・提示を行うことで、ヤングケアラーの早期発見と関係機関との適切な連携を推進する。

県の役割としては、ヤングケアラーチェックリストの活用・運用方法を提示し、学校における対応を支援する。また、学校に対する児童虐待への対応を引き続き周知する。

②児童生徒に対する相談支援の充実

学校は、児童生徒にとって、身近な相談場所でもある。学校における児童生徒に対する相談支援の充実を図り、子どもにゆっくり寄り添うことで、相談しやすい環境づくりを推進する。

県の役割としては、SSW、SC との連携、ヤングケアラーチェックリストの活用・運用方法の提示を行う中で、児童生徒の相談しやすさに配慮した取組を推進する。

③学校における専門職の活用

ヤングケアラー支援においては、発見の場である学校(「教育」と)と、実際の支援に動く「福祉」との連携が重要であり、学校における専門職の活用も重要となる。SSW、SC との連携を強化し、学校におけるヤングケアラー支援の充実を図る。

県の役割としては、SSW、SC を活用した相談体制の充実を推進する。

支援策	概要
①学校における対応方針や対応方法の整理・提示	・児童生徒の学校生活での変化（遅刻や欠席が増える等）があった際には、状況を確認し、必要に応じて相談窓口や関係機関と連携。
②児童生徒に対する相談支援の充実	・児童生徒が相談しやすい環境づくりの推進。
③学校における専門職の活用	・SSW、SC との連携を強化し、学校におけるヤングケアラー支援を充実。

■県の役割■

- ☒ SSW、SC を活用した相談体制の充実
- ☒ ヤングケアラーチェックリストの活用・運用方法の提示
- ☒ 学校に対する児童虐待への対応を引き続き周知

(2) 地域の役割

①地域の緩やかな見守り

地域の緩やかな見守りがあることで、ヤングケアラーが平穩に過ごすことや、相談や支援につながる事が期待できる。そこで、民生委員・児童委員、PTA、町内会・自治会等への周知等を図り、インフォーマルな支援の充実を図る。

県の役割としては、ポピュレーションアプローチによる広報啓発を行うとともに、気付きの視点を獲得するための民生委員・児童委員、PTA 等向けの研修を開催する。研修は県開催のほか、市町村での開催を支援する。

また、民生委員・児童委員は住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う職務も担っていることから、ヤングケアラーへの支援についても関係機関と連携して行うよう研修等を通して活動を促していく。

②地域団体による取組の推進

県内の各地域で、地域団体によって、ヤングケアラーに対する支援につながる取組が行われている。地域の NPO 団体、ボランティア団体等によるカフェ等の居場所づくり、子ども食堂など、ヤングケアラーの支援に関わる取組を支援する。

県の役割としては、地域団体によるピアサポート、居場所支援、子ども食堂等との協働を推進する。

支援策	概要
①地域の緩やかな見守り	・ 民生委員・児童委員、PTA、町内会・自治会等への周知等を図り、インフォーマルな支援を充実。
②地域団体による取組の推進	・ 地域の NPO 団体、ボランティア団体等によるカフェ等の居場所づくり、子ども食堂等の取組を支援。

■県の役割■

- ☒ ポピュレーションアプローチによる広報啓発
- ☒ 民生委員・児童委員、PTA 等向けの研修開催（県・市町村）
- ☒ ピアサポート、居場所支援、子ども食堂等との協働を推進

(3) 医療機関・福祉サービス事業所の役割

①医療機関・福祉サービス事業所への周知、相談窓口との連携

医療機関や福祉サービス事業所が、診療や支援を行う中で、ヤングケアラーの存在に気付く場合もある。ヤングケアラーの早期発見につながるよう、医療機関・福祉サービス事業所に対する周知を行う。医療機関・福祉サービス事業所から相談窓口への情報提供等の連携により、包括的な支援を推進する。

県の役割としては、医療機関・福祉サービス事業所に対する情報提供、相談窓口(コーディネーター)の連携推進を行う。

支援策	概要
①医療機関・福祉サービス事業所への周知、相談窓口との連携	<ul style="list-style-type: none">・ヤングケアラーの早期発見につながるよう、医療機関・福祉サービス事業所に対する周知の実施。・医療機関・福祉サービス事業所から相談窓口への情報提供等、連携を推進。

■県の役割■

- ☞ 医療機関・福祉サービス事業所に対する情報提供
- ☞ 医療機関・福祉サービス事業所と相談窓口(コーディネーター)の連携推進

6 人材の育成

(1) 人材の育成

①福祉、教育、医療等、幅広い対象に研修を実施

ヤングケアラー支援には、様々な分野が関わることから、福祉、教育、医療等、幅広く対象を設定して研修を実施する。

支援に際しての判断が、個々の「家族観」や「道徳観」に影響されないよう、子どもの「人権」の観点から考えるスタンスを、研修等を通じて身に着ける。

県の役割としては、研修の実施において、事例検討等、研修内容の工夫を行い、現場での支援力向上を目指す。

支援策	概要
①福祉、教育、医療等、幅広い対象に研修を実施	・ヤングケアラー支援には、様々な分野が関わることを踏まえ、福祉、教育、医療等、幅広く対象を設定して研修を実施。

■県の役割■

- ☞ 福祉、教育、医療等、幅広く研修を実施
⇒事例検討等、研修内容の工夫を行い、現場での支援力向上を目指す

7 今後の施策推進に向けて

(1) 県、市町村等の役割の整理

各施策の実現に向けて、今後、県、市町村等の役割を整理し、取組を推進していく必要がある。ヤングケアラーに関する施策は、分野横断的な取組も多いことから、引き続き、庁内連絡会議等を活用しつつ、多部門が連携しながら検討していく。

既存の事業や制度に、ヤングケアラーの視点を加えることで推進可能な施策も多々ある。新規事業の立ち上げは、現場職員の負担も大きいため、既存の事業や制度を活用しながら推進していくことも重要である。検討を行う会議も、既存の会議体の中でヤングケアラーを議題として設けることで検討可能な場合もある。各地域の取組状況を踏まえて、施策の推進を図っていく。

(2) 教育と福祉の連携推進

ヤングケアラーの支援において、教育部門と中核地域生活支援センターや自治体の福祉部門などが連携し、各学校において、学校や地域の特性を活かした取組を企画、推進することも有効である。例えば、学校と中核地域生活支援センター等が協働して作る教職員向け研修、子ども食堂や居場所事業等を行う地域団体と学校が連携して行う事業などが考えられる。各地域で教育と福祉が連携した事業が推進されることで、子ども自身が発信しやすい環境づくりにもつながることも期待される。

教育と福祉の連携推進に向けて、県や市町村において、先駆的な取組等の情報提供や連携のバックアップ等を行うことが考えられる。

(3) 子どものみならず、世帯全体を見据えた相談・支援の充実

ヤングケアラーの支援は、子どもに対する支援のみでは解決しない場合が多く、保護者等、家族への働きかけも重要となる。世帯全体に対する包括的な相談や支援により、家族を支えることが求められる。

家族のいずれかが、高齢者、障がい者、生活困窮などのサービスや支援につながっている場合、各分野の専門職にヤングケアラー支援の意識を持ってもらうことで、子どもも含めた支援が行われるようになることも期待される。専門職に対するヤングケアラー支援に関する周知も重要である。

また、世帯全体を見据えた相談・支援にあたり、地域にどのような資源があるのか、県や市町村等で把握・整理することで、地域の支援体制、ネットワークの状況を見える化することができる。不足している支援も明確となり、今後の支援やサービスの充実に向けた検討材料とすることが可能となる。